

建設工事業者各位

白山市総務部長
(公印省略)

現場代理人及び主任技術者の承認申請手続きについて（通知）

市発注工事における現場代理人及び主任技術者の配置については、総務部長通知「建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて（平成28年6月3日付監第14号）」（以下「取扱通知」という。）に該当する場合、主任技術者の兼務を認めることとしているが、その運用について、下記のとおり実施することとしたので通知します。

記

1. 現場代理人及び主任技術者の兼務に関する条件の明示

本市が発注する工事で、次のいずれかの要件を満たす工事については、兼任可能とする。

・現場代理人

(1) 複数の工事を1件の入札として公告又は通知した工事。若しくは同一場所で随意契約をする同一工種であること。

(2) (1) 以外の工事で、当該各①から④を全て満たす工事であること。

- ① 兼任を予定する工事の予定価格が3,500万円未満の工事であり、かつ、合計工事請負額が7,000万円未満であること。
- ② 兼任する工事現場間の移動距離は、概ね10km以内であること。
- ③ 常時連絡を取れる体制にあり、かつ、適切な運営及び取締りが行われ、契約の履行に支障がないと認められること。
- ④ 兼任する現場代理人が、他工事で建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定による専任を要する監理技術者ではないこと。

・主任技術者

(1) 予定価格3,500万円以上の工事については、入札公告又は指名競争入札執行（見積徴収）通知の記載される可否を確認の上諸手続きを行うこと。

※当面の間、上記の適用に合わせて、主任技術者と兼任する現場代理人について、本市が主任技術者の兼任を承認した場合は、現場代理人についても兼務を認めることとします。

2. 現場代理人及び主任技術者の兼任を認めない工事

次の工事については、適正な施工を確保するため、主任技術者の兼務を認めない。

- ・新工法を採用した工事
- ・施工条件が厳しい工事
- ・第三者に対する影響が大きい工事
- ・トンネル・橋梁などの重要構造物工事
- ・監理技術者の配置を要すると見込まれる工事

(下請金額の合計が4,000万円(建築一式は6,000万円)以上)等

3. 一般競争入札における現場代理人及び主任技術者の兼務承認申請手続き

希望者には事前審査を行うこととし、この場合、「現場代理人・主任技術者の兼務に係る承認申請書」(別紙様式1)を公告日から概ね5日以内(土日含む、以下同じ)に提出を求め、審査結果を入札参加資格確認申請書の提出期限の3日前までに書面で回答するものとする。

4. 指名競争入札及び随意契約における兼務承認申請手続き

希望者には事前審査を行うこととし、「現場代理人・主任技術者の兼務に係る承認申請書」(別紙様式1)を指名通知又は見積徴収通知の日から概ね5日以内に提出を求め、審査結果を、入札日の初日又は見積書提出期限から3日前までに書面で回答するものとする。

5. 申請にあたっての留意事項

- (1) 専任を要する監理技術者については、他の工事との兼務はできません。
- (2) 変更契約により請負代金が3,500万円以上となった工事の主任技術者が他の工事の主任技術者を兼務する場合も、承認が必要となります。

6. 適用日

平成28年6月3日以降に行う入札公告又は指名競争入札(見積)執行通知から適用する。

7. 他工事の発注機関としての承認

本市の工事を受注している建設業者から他の発注機関の入札に参加するため、本市が「他工事発注機関」として承認を求められた場合においても、本通知の趣旨を踏まえ、対応することとする。

現場代理人・主任技術者の兼務に係る承認申請書

平成 年 月 日

(あて先) 白山市長

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

(印)

下記対象工事について、他の工事に従事している（現場代理人・主任技術者）を配置したいため、下記のとおり申請します。

記

(フリガナ)		
氏 名		
対象工事	発注機関名	
	工 事 名	
	工 事 場 所	
	工事予定工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	工事予定価格	
	開 札 日 時	平成 年 月 日 時 分
他工事従事状況	工 事 名	
	工 事 場 所	
	発注機関名	
	請負代金額	
	工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	工 事 概 要	
	兼務申請理由	(具体的な内容)
	対象工事との距離	k m
	CORINS 登録の有無	有 ・ 無
	兼 務 状 況	現場代理人と主任技術者を兼務している はい ・ いいえ

上記配置予定（現場代理人・主任技術者）を当該工事と兼任することは（できます・できません）。

兼務できない場合の理由（)

平成 年 月 日

様

(他工事発注機関の承認欄)

(印)

(添付書類)

1. 申請にあたっては、他工事発注者の工事と兼務させようとする場合は、当該申請書に、その工事の施工場所及び工事概要がわかる書面（位置図、工事設計書等）を添付すること。また、他工事発注者に承認を受ける際には、他工事発注者に対し、対象工事の施工場所及び工事概要がわかる書面を提示すること。

(記載要領)

1. 「対象工事」は、今回、兼務させようとする工事について記載すること。
2. 「工事着手予定日」は契約予定日とする。**(但し、一般競争入札案件については、事後審査に係る入札参加資格審査日とする。)**
3. 「他工事従事状況」は、既に配置されている工事の概要を記載すること。
※監理技術者として従事している場合、兼務は認めない。
4. 「対象工事との距離」は、対象工事との直線距離を記載すること。
5. 「現場代理人の兼務状況」は、該当する状況に「○」をつけること。
6. 「他工事発注機関の承認欄」は、他工事の発注者に内容の確認を依頼し、発注者の記名、押印を行なうこと。この場合の他工事発注者とは、白山市以外の発注機関であり市発注の工事については、従来どおり監理課へ申請書を提出し承認を得ることとする。